

仕 様 書

- 1 業 務 名 三重県知事公舎等周辺除草業務委託
- 2 委 託 期 間 令和2年4月1日から令和3年3月31日まで
- 3 業務施行場所 津市観音寺町446-20 知事公舎
津市観音寺町446-19 観音寺公舎
同地内 ロータリー周辺
- 4 見積提出期限 令和2年3月13日(金) 17時まで
- 5 業 務 概 要
 - (1) 業 務 日 三重県の休日を定める条例(平成元年三重県条例第2号)第1条第1項に定める休日を除く日のうち、原則として、毎週月曜・木曜日
なお、雨天の場合は作業を中止する。
 - (2) 業 務 時 間 午前9時から正午、午後1時から午後4時まで
 - (3) 人 員 1名
ただし、6~8月及び10~12月の期間は、2名とする。
 - (4) 業 務 内 容
 - ・ 知事公舎及び観音寺公舎の庭内の除草作業
 - ・ ロータリー周辺の除草作業
 - ・ 除草作業に伴うごみの処理
- 6 そ の 他
 - (1) 見積りは、総額にて行ってください。
年間稼働日数は、延べ146日として計算するものとします。(総額 = 1日1人あたりの単価(消費税込み)) × 146日
ただし、参考として、業務時間の区分ごとに1日あたりの単価(消費税及び地方消費税を除く)も併記してください。
なお、この場合の経費の内訳は、① 人件費 ② 事務費 ③ 交通費としてください)
 - (2) 契約にあたっては、1日あたりの単価を契約書に記載するものとします。
 - (3) 受託者は、業務の履行にあたって暴力団、暴力団関係者又は暴力団関係法人等(以下暴力団等という。)による不当介入を受けたときは、次の義務を負うものとします。
 - ア 断固として不当介入を拒否すること。
 - イ 警察に通報するとともに捜査上必要な協力をすること。
 - ウ 委託者に報告すること。
 - エ 業務の履行において、暴力団等による不当介入を受けたことにより工程、納期等に遅れが生じる等の被害が生じるおそれがある場合は、委託者と協議を行うこと。
 - (4) 受託者が(3)のイ又はウの義務を怠ったときは、三重県の締結する物件関係契約からの暴力団等排除措置要綱第7条の規定により三重県物件関係落札資格停止要綱に基づく落札資格停止等の措置を講じます。